2011（H23）年８月 １日

東京環境測定センターニュース

（Ｎｏ．　１６４号）

記事内容及び環境測定、分析に関する技術的御質問、お問い合わせについては、
技術営業部　五十嵐　TEL(03)3895-1924　に願います。

１．土壌汚染対策法施行規則の一部改正について

2011年7月8日付で発表されていますが改正土壌汚染対策法施行規則（平成22年4月施行）が一部改正されました。これは汚染による人への健康被害の防止という目的を維持しながらも従来より課題となっていた自然由来の汚染への対応や法の運用をより円滑に施行するための目的で実施されたものです。

従来、汚染が認められる土地でかつ健康被害が生じるおそれのない土地は一律「形質変更時要届出区域」として指定されることとなっていましたが、今回の改正にて、新たに「自然由来特例区域」、「埋立地特例区域」、及び「埋立地管理区域」の区分が設定され、都合４区分となりました。これに伴い、調査方法についても自然的条件により基準に適合しないと認められる場合、以前にも本ニュースにて紹介しましたが、公共水面における埋立地における調査については特例方法が定められています。こうした土地は、汚染の原因が深層にまで及んでいる可能性が高いため、最初から深度方向にボーリング調査を実施することとなります。

また、埋め戻した土地における埋土部分の掘削において認定調査における負担が軽減される等、より現実的な対応に即した改正となっています。

詳細は、環境省ＨＰから参照できます。

⇒ http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13981

２．水生生物保全に係るノニルフェノールの水質目標値について

本年7月8日に開催された中央環境審議会水環境部会水生生物保全環境基準専門委員会にて、水生生物保全の観点から要監視項目や新規物質の基準設定について議論が進められています。

水生生物保全に係る要監視項目についてはクロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒドが設定されています。対象となる水生生物によって指針値が異なること、人の健康保護のための規制値よりも厳しい数値になりやすいことがあります。今後人の健康被害防止のみならず豊かな自然環境の保全の観点から、微量物質に対する関心や規制が高まる傾向が予想されます。

既に環境ホルモンとして指摘されているノニルフェノールについても、審議会において目標値設定の検討が行われており、ドイツと同等の0.6ー2μg/Lという目標値が提案されています。

今月は、以上です。

センター設備紹介　（Vol.20）

超純水製造装置Autopure WRX

この装置は、JIS K 0557（用水・排水の試験に用いる水）の水の種別で、A3 レベルの水（純水）及び A4 レベルの水（超純水）を製造することができます。A3 レベルの水は、試薬類の調製、微量成分の試験などに用いられ、A4 レベルの水は、微量成分の試験などに用いられます。UV ランプによる水質維持機能が付いており、紫外線を発生させることによって、殺菌や TOC（全有機炭素）の低減を行えます。